

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

東京都三宅島三宅村長

市町村名 (市町村コード)	東京都三宅村 (13381)	
地域名 (地域内農業集落名)	伊ヶ谷地区 (伊ヶ谷地区)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月13日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・島の北西部に位置する本地区の農用地は、総じて畑として利用されており、アシタバをはじめとする野菜の小規模栽培が行われている。今後も引き続き農用地としての維持を図る。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・農業経営を行っている農業者が継続して農業生産ができるように関係機関が連携した働きかけを行うと共に野菜等を継続的に生産できるように農用地の維持を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	133.41 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	23.20 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

・農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地のうち担い手が目標地図に位置付けられている農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・東京都農地中間管理機構等は、新たに農業経営を開始しようとする者に対して、農地等に関する相談対応、情報の提供、紹介・あっせん等を行う。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・現在耕作されている農地については、農地の所有者と担い手のマッチングを支援すると共に、農地中間管理事業の活用を促進し、農地の流動化を図る。一方で、耕作放棄や噴火災害の影響により山林化及び荒廃農地化した農用地等のうち、再生利用が可能な土地については、荒廃農地の整備・復旧事業の活用により再農地化を促進し、併せて上記の流動化策を実施することで、農用地等の利用の効率化を図る。
(3)基盤整備事業への取組方針
・現在のところ農業生産基盤の整備及び開発の予定はないが、情勢の変化に応じて検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・農業の技術・知識の習得への支援に向け、農業者を対象とした各種研修を開催し、経営技術の向上を支援する。また、新規就農希望者を対象とした農業研修を実施し、農業経営技術の習得のための支援体制を確保するとともに、住居の安定的な確保に向けた支援を行う。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進等を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

--